

鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第1号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例(昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号)第11条の2第1項第1号に規定する消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置を、次のとおり定める。

令和3年2月10日

鳥取県東部広域行政管理組合  
消防局長 福田 昭 英

消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置

消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置は、次のすべてを満たすものとする。

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0 mm以上、又は鋼板で2.3 mm以上であること。
- 2 安全装置(漏電遮断器)が設置されていること。
- 3 筐体の体積1 m<sup>3</sup>に対する内蔵可燃物量(電装基板等の可燃物の量)が約122 kg以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附 則(鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第1号)

この告示は令和3年4月1日から施行する。